

令和 8 年第 3 回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和8年 第3回久御山町教育委員会定例会 議事録

- 1 招集年月日 令和8年3月26日
- 2 招集の場所 久御山町役場5階 会議室51・52
- 3 開 会 令和8年3月26日 午後2時20分開会宣告
- 4 出席委員 内 田 智 子
寺 井 恵太郎
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦
- 5 職務のため出席した者の職氏名
教 育 次 長 中 務 一 弘
学校教育課長 西 村 一 平
生涯学習応援課長 星 野 佳 史
子育て支援課長 佐 野 美 奈
学校教育課長補佐 白 石 拓 光
書 記 藪 内 雄 基

6 付議案件

議案第7号 佐山小学校学校運営協議会委員の任命について

7 報告案件

- (1) 学校教育の重点について
- (2) 社会教育の重点について
- (3) みまきこども園分園跡地について
- (4) 令和8年度仲よし学級入級予定者数について
- (5) 旧山田家住宅保存活用計画（案）について

8 会議の経過

午後2時20分 開会

○内田教育長 それでは、令和8年度第3回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録署名人は田口委員と寺井委員でございます。第1回及び第2回定例会の議事録につきまして、先日配布してご覧いただいたと思います。よろしければご承認いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 次に報告についてでございます。2月27日に久御山学園冬季研修会をオンラインで行いました。内容につきましては、今年度のまとめの報告と次年度の方向性について、報告させていただきました。今年度は「挑戦」というキーワードで進めて参りました。様々なことに挑戦して研究を進めていただいたわけですが、さらに来年度は学んできたことを一歩前に進めていくという強い思いを込めまして、「前へ」というキーワードを皆さんにお示ししたところです。自信を持って、自分たちがやっている研究であったり実践を進めていく、そして、それが子どもたちの笑顔や力に繋がっていく実感をするというような意味を込めております。また、久御山高校の卒業式に出席いたしました。例年よりも1クラス減という形で卒業生が巣立っていきました。それから各小中学校におきましても、多くの来賓や保護者が臨席のもと、子どもたちがいろいろな思い出とともに卒業式、修了式を立派に行い巣立つことができました。委員の皆様方、ご出席ありがとうございました。なお、小中学校におきましては3月24日に終業式を終え、現在は春休みに入っております。今年度より年度内、3月30日に離任式を行いますのでt e t o r uにてご案内をさせていただく予定をしております。以上、報告とさせていただきます。

○内田教育長 それでは議事に移ります。議案第7号佐山小学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○西村学校教育課長 佐山小学校については、4月中に1回目の運営協議会を開催したいということで議案とさせていただきます。特に変更となったところですが、委員の方々を見ていただいて一番最下段のところ、P T Aの13番から15番の方々が変わられてます。説明は以上となります。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○阿部委員 これは別に校区住民でなくてもよいのですか。

○内田教育長 結構です。例えば大学の先生でも大丈夫です。

○阿部委員 わかりました。

○内田教育長 他にご質問ございませんでしょうか。それでは議案第7号を採決いたします。異議はございませんでしょうか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 議案第7号は可決いたしました。本日の議案は以上でございます。

【報告】

(1) 学校教育の重点について

[白石学校教育課長補佐より説明]

- ・久御山町教育大綱の改訂にあたり、昨年度と比べて学校教育の重点も大幅に変更した。こども未来魅力化条例やこども計画と関連し、重点目標も12に増えてい

る。新しくデータ連携やクラウド活用、生成A Iなどの教育D X、気候変動に関連した熱中症対策にあたる環境整備など、多岐にわたっている。

- ・教育大綱の教育理念である一人ひとりが豊かな人生と社会を創造するために、自ら考え、主体的に行動する「生きる力」を育むを掲げ、めざす子ども像については人生を開拓しようとする子として、たくましくしなやかに生き抜く力及び言語力、自己指導能力の3つの視点は変更していない。
- ・園小中一貫教育の推進として、未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進、一人ひとりが輝き成長する教育の推進、一人ひとりの未来の魅力化を図る教育環境の推進の3つが新しい教育大綱の基本方針で示されており、学校教育の重点でも挙げている。
- ・全体として、未来に向けて主体的に行動する教職員の育成ということを大切に、条例でも取り上げたオール久御山ということ 키워ドに学校運営協議会をはじめとした地域の力、コミュニティスクールの推進も挙げている。
- ・子どもの育成では、人権や国際理解、学習習慣、就学前教育などの多くの要因が関わりますが、15年間の生活を通して子どもたちにしっかりと伝え、中学校卒業時には夢を持って生き抜く力を身に付けて飛び立ってほしいと思って作成した。

[質疑等]

○阿部委員

- ・タブレット学習の時間制限について、仕事から帰ってきた親とする家庭もある中、午後8時まででは厳しいと思う。もう少し延ばした方がよい。
- ・生成A Iに対する向き合い方について、これからは読書感想文などにA Iを活用する世代になると思うので、このように使いましょうということを前面に出していくべきである。

(2) 社会教育の重点について

[星野生涯学習応援課長より説明]

- ・こちらも大綱の改訂を受けまして大幅に変更しており、基本理念は教育大綱から引用している。基本方針については、教育大綱の基本方針のうち生涯学習に関連する全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進としている。
- ・重点目標と具体的方策については、教育大綱における教育振興基本計画の重点取組項目である全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進に掲げられている3つの事項を重点目標としている。具体的には、重点目標1生涯にわたる学びの提供と多世代交流の促進、重点目標2スポーツ活動を通じた健

康増進と交流の促進、重点目標３郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進である。

[質疑等]

○阿部委員

- ・重点目標３で郷土愛につながる歴史文化として、御牧地区の旧山田家住宅があるが、佐山や東角地区における歴史文化もあった方がよいと思う。
- ・久御山町に飛行場があったこと、例えば滑走路の外周であったなどの看板を立てていくことも大事であると思う。

(3) みまきこども園分園跡地について

[佐野子育て支援課長より説明]

- ・みまきっこまんなか応援まちづくり事業について、資料に基づき説明した。

[質疑等] 特になし

(4) 令和８年度仲よし学級入級予定者数について

[星野生涯学習応援課長より説明]

- ・３月９日現在、御牧４１人、佐山８３人、東角７６人の合計２００人で定員内となっており、傾向としては御牧が一番利用率が高い状況で１０２名に対して４１名の約４０％、一番少ないのが佐山で２４１名に対して８３名の約３４％である。
- ・学年で見ると、４年生までの利用が非常に高く５年生以降は減っています。

[質疑等] 特になし

(5) 旧山田家住宅保存活用計画（案）について

[星野生涯学習応援課長より説明]

- ・本計画は平成２５年度に寄付していただいた国登録有形文化財である旧山田家住宅の現状や課題を把握し、中長期的な保存活用に必要な事項を明確化することを目的に策定している。
- ・基本的には文化庁が示している保存活用計画の指針に従って全７章で構成している。
- ・第１章では本計画の概要についてまとめており、計画策定にあたっては令和４年度に立ち上げた旧山田家住宅保存活用計画検討委員会で各分野の有識者から助言をいただく中で進めてきた。１ページ下段の（４）で計画の基本方針を「適切

な保存と活用を通して旧山田家住宅を未来へ引き継ぐとともに、地域に親しまれる文化財を目指す」としている。5ページの第3節文化財の概要の2段落目で、長屋門は屋根を本瓦葺の木材や壁を漆喰塗として出格子を備えるなど、重厚な外観を呈し、往時の格式を偲ぶことができる歴史的、文化的に貴重な建物であるとしている。次の段落で、主屋は入母屋造で式台を備える玄関、居室部には網代や落款のある雲竜が描かれた襖絵など意匠を凝らした座敷が残っており、大庄屋としての格式の高さを伝えているとしている。

- ・第2章では保存管理計画を掲げており、第1節の保存管理の現状では軸組等の劣化が進行し、建物全体に不陸や傾斜等が生じ始めているとしている。原因として考えられることは、長年にわたる経年劣化もあるが、伝統的家屋に見られる耐力壁の不足も要因の1つと考えられ、今後の活用にあたっては第一に建物の安全を確保することが必要となる。第2節の保存管理の基本方針では、旧山田家住宅主屋はこれまで耐震補強工事の実施には至っておらず、現状内部に入っただけの見学を中止している状況となっており、今後は保存修理工事及び補強工事を実施した上で主屋内部に入っただけの見学や施設利用が行える状態としていくこととしている。また、主屋西側土間及び南側廊下の昭和23年以降増築部分について解体し、戦前の外観を想定した部分復元工事の実施も検討していく。第5節では修理及び整備計画について記載しており、31ページの(2)で修理方針及び想定される工事期間をまとめている。修理方針としては、全面解体を含む半解体修理工事と部分解体による軸部の傾斜修理などによる応急工事としており、必要となる工事費や異なる工事期間が想定されるため、今後は修理工事の進め方を検討していく必要がある。(3)庭園の整備管理・保全では、2段落目で本庭園は江戸中期以降に定まりつつあった特徴ある庭園の構成、遺構として大変貴重な位置づけでもあり、保存すべき庭園であるとしている。
- ・第3章では環境保全計画として主に旧山田家住宅の敷地内にある建造物以外の植栽等についてまとめており、第1節では現状と課題をまとめ、2段落目において敷地内樹木の管理をこれまで継続して実施してきたが、敷地周辺の住宅との距離が近い状況もあり、引き続き敷地内にある樹木の状況を把握し、適切な管理を行っていく必要があるとしている。第2節では、環境保全の基本方針を「周辺地域への配慮を十分おこない周辺環境の維持に努めるとともに、文化財建造物の公開活用に資する必要な整備を行う」としている。
- ・第4章では防災計画をまとめており、第1節防火計画ではいずれもが木造建造物であり可燃性が高く、開館時以外は無人となるため、出火時の早期発見と通報及び初期消火に課題があるとしている。第3節防火・防犯設備計画では今後の活用を充実させていく中で非常警報設備の設置を進め、また防犯設備として防犯カメ

ラの増設を検討していくとしている。

- ・第5章では活用計画をまとめており、第1節に記載の表では入館者数の推移やこれまで行ってきた公開活用の内容について記載している。第2節では公開活用にかかる課題として、1段落目において主屋の耐震性能の不足していることから現在施設内部に入っての見学を行えておらず、希望者がいるにも関わらず旧山田家住宅のもつ文化財的価値等を入館者に十分伝えきれていない点や、3段落目の資料展示では平成25年度の公開開始以降の抜本的な展示が行われていないこと、正午までとなっている開館時間の変更の声が上がっている点などを挙げています。第3節では公開活用基本方針として、地域住民の皆さまに親しまれ活用いただける文化財となることを目指すとともに、地域住民の皆様とともに旧山田家住宅が持つ魅力をより高めていくことにより、多くの方に訪れていただけることを目指すとしている。第4節では公開活用計画として、充実させていくためのアイデアを記載しており、具体的な内容は（2）展示内容のARやVRを活用した展示や音声ガイダンスの導入、町が所有する昔の漁具や生活道路などの展示の充実などを挙げている。（3）施設の活用では、文化財に親しむ機会となるような新たな展示スペースの整備や減築された炊事場を復元した昔の暮らし体験、炊事場を活用した地域に伝わる郷土料理の作り方を学べる料理教室の開催などを挙げております。また（4）では現在事業が進んでいる久御山町かわまちづくりとの連携についても記載している。
- ・第7章では旧山田家住宅保存活用計画検討委員会からの提言を記載しており、（1）公開活用計画の実現については、令和8年度以降に有識者等の助言を得つつ、実現までの詳細なプロセスを明確にするようにとのこと。（2）東一口地域の持つ文化財的価値については、令和5年度に実施した基礎調査において東一口地域には古い建物が多く残り巨椋池とともに生活を営んでいた時代の面影を残す貴重な町並みであるとの調査結果がでていることから、伝統的建造物群保存地区の対象となり得るものであり、今後、公開活用を進めるとともに、東一口地域がもつ価値と魅力についても積極的に発信を行っていくことを期待するという内容になっている。（3）町内企業のものづくりに関する技術の活用では襖絵など建築当初の意匠が色濃く残る部分の復元にあたって技術を生かした取組の可能性についても研究されたいと提言があり、（4）法的課題への対応については旧山田家住宅及び巨椋池の歴史資料を展示、公開するような「資料館」とする場合、現行法の課題があるため、文化財として規制をクリアする手続きや進め方を整理する必要があると指摘をいただいた。（5）主屋の改修方針については、当該施設の文化財的価値を損なわないことを最優先に、施設内部に入り安全に見学をいただくための改修が必要であるが、地域に活用いただくことを念頭に置きながら、工

事による公開できない期間の長さやコストも踏まえた効果的な改修方針を決定されたいと提言をいただいた。

[質疑等] 特になし

午後 3 時 37 分 終了